

令和3年度鳥取県市町村創生交付金 対象事業

(1) 基本交付額分

	対象事業名	事業名・事業内容	事業費 (千円)
1	1 主体的な住民活動への支援 (1) 地域住民が主体となり、地域の振興又は観光振興につながる活動に要する経費	【地域協議会パワーアップ交付金】 町内6地区に設立された地域協議会が実施する地域住民のための自主活動や、伝統文化の継承など、地域づくりを促進することを目的とした自主活動費として、1協議会に2,000千円を交付する。6地区対象。	12,000
2	1 主体的な住民活動への支援 (1) 地域住民が主体となり、地域の振興又は観光振興につながる活動に要する経費	【集落公民館建設等補助金】 住みよい町づくりを推進するため、集落の活動拠点である集落公民館の新築、改修等に対して補助を行う。今年度はトイレ改修や放送設備の設置等を実施する。	3,083
3	3 福祉保健の充実 (1) 障害者又は高齢者が自宅において自立した生活を送るための居住環境の整備に対する助成に要する経費	【心身障がい者等通院交通費助成事業】 定期的に通院する必要のある人工透析者及び精神障がい者に対し通院費の助成を行う。また、知的・精神障がい者の作業所への通所費の助成を行うことで、経済的不安を取り除き、社会参加の促進を図る。	887
4	6 農林水産業等の振興 (5) 地産地消意識の高揚及び普及定着を図るための活動及び食育に関する取組に要する経費	【食育推進事業】 栄養教諭を中心として、各小中学校での食育指導を行うとともに、食育に関する企画・成果発表の機会を設け、食育への理解増進と復旧に繋げる。 ※三朝町食生活改善推進員連絡会へ委託。	168
5	7 人権尊重の社会づくりの推進 (1) 人権問題解決のため住民学習を計画又は運営する人権教育推進員の設置に要する経費	【人権教育推進員設置事業】 各種人権問題学習会の指導及び相談を行うなど、部落差別をはじめとしたあらゆる差別の解消を推進するために、人権教育推進員を1名設置している。	1,046
6	8 地域文化、芸術の振興 (3) 小・中学校等で行う音楽、演劇等の芸術鑑賞会の開催に要する経費	【青少年劇場開催事業】 児童生徒を対象に優れた音楽・芸術を鑑賞する機会を提供し、豊かな情操を養うため、青少年劇場を誘致している。	445
7	8 地域文化、芸術の振興 (1) 民俗芸能、伝統芸能等の継承又は地域文化活動の活性化に要する経費	【三朝町杯将棋フェスティバル開催事業】 三朝町杯将棋フェスティバルを開催することで、町民の三朝町への誇りと、日本の伝統文化である将棋への親しみを醸成し、文化の向上に資する。開催については外部委託することで円滑な事業の運営を図る。	300

	対象事業名	事業名・事業内容	事業費 (千円)
8	9 市町村の自主的な行政運営	<p>【長寿者お祝い事業】 敬老の日にあたり、数え年の100歳以上、白寿（99歳）、卒寿（90歳）、米寿（88歳）等の節目を迎えられる方と、金婚を迎えられるご夫婦の自宅を訪問し、祝辞と事前に撮影した記念写真を贈呈するお祝い事業を実施している。 この記念写真はプロのカメラマンが撮影するため、対象者からは大変好評である。</p>	690
9	3 福祉保健の充実 (4) 地域住民の健康増進を図るために必要な経費	<p>【乳幼児等季節性インフルエンザ接種費助成金】 子どもたちの健康対策として、0歳から中学3年生までのインフルエンザ予防接種費の一部助成を行っている。 ※助成額（接種日の1/2、上限1,500円） 0歳から就学前 1,500円/回×2回 就学後から中学3年生 1,500円/回×1回</p>	862
10	9 市町村の自主的な行政運営	<p>【観光振興地域交付金】 三朝町の基幹産業である観光関連事業の振興を図るため、旅館業のPR活動やカニバス等企画立案・実行経費など、県内外からの誘客事業に対して補助を行っている。 ※補助等：前年度の入湯税（宿泊しない者に係るもの）の額を限度として助成</p>	2,445
11	9 市町村の自主的な行政運営	<p>【不登校対策支援員配置事業】 不登校生徒は増加傾向にあり、また子どもたちの悩みは複雑化しており、教員や保護者では解決の糸口がつかめきれない状況にある。この問題の解決には、時間をかけて生徒と向き合うことが重要となっているため、本町では不登校生徒をサポートする専任支援員を1名配置している。</p>	2,114
12	9 市町村の自主的な行政運営	<p>【未来を拓けみささっ子創造事業】 将来に対する夢を描き、希望を持って夢の実現に向けて努力する子どもたちの育成のため、全国で活躍する著名人を招き講演会を開催している。</p>	100
13	9 市町村の自主的な行政運営	<p>【三朝町工場設置奨励事業】 対象設備に対し、固定資産税の課税対象になった年度から3年間、該当設備の固定資産課税額を限度に奨励金を交付。 工場設備状態の向上に貢献するとともに、下記対象企業内で働く多数の町民の労働環境の改善にも大いに貢献している。対象：三朝製作所</p>	1,812

	対象事業名	事業名・事業内容	事業費 (千円)
14	8 地域文化、芸術の振興 (2) 文化財(市町村指定が見込まれるものを含む。)の補修又は活用に要する経費	【無形民俗文化財保存伝承事業補助金】 毎年5月に行われる国指定無形民俗文化財「三朝のジンショ(大綱引き)」伝承のため、地元住民が取り組む藤カズラの調達など準備経費の一部を助成する。	308
15	1 主体的な住民活動への支援 (1) 地域住民が主体となり、地域の振興又は観光振興につながる活動に要する経費	【みささする実践交付金】 第11次三朝町総合計画に基づき、「笑顔と元気があふれ輝く町」を目指し、地域づくりに取り組む住民、団体などが、地域の自主・自立の機運を盛り上げ、地域の活性化を促進するために行う自主的な取組を支援する。	200
16	9 市町村の自主的な行政運営	【不妊治療費助成事業】 不妊治療を受けている夫婦の経済的負担を軽減することを目的としており、本町で安心して出産・子育てができる環境を実現し、出生数の向上を目標としている。 治療費について以下のとおり補助する。 ・排卵を伴う治療：1件 上限20万円 ・排卵を伴わない治療：1件 上限10万円	3,000
17	3 福祉保健の充実 (4) 地域住民の健康増進を図るために必要な経費	【アレルギー児童対策事業】 本町にもアレルギー児童(保育園児)が在籍しており、生命の危機が生じる場合も想定される。安全な保育を実施するために、対応職員を配置することで、安全で健全な保育環境を確保する。	2,170
18	3 福祉保健の充実 (4) 地域住民の健康増進を図るために必要な経費	【特別医療給付費】 特別医療費助成の対象とならない、身体障害者手帳3、4級、療育手帳、精神障がい者福祉手帳2級の保持者を対象として医療費を助成することにより、これらの者の健康保持、経済的負担の軽減を図り、生活の安定を図る。対象者は町民税非課税世帯。	910
19	6 農林水産業等の振興 (4) 農林水産業を営む個人又は法人その他の団体が行う農林水産業に従事する人材の確保・育成のための試行的な取組の支援に要する経費	【担い手農家支援事業】 町内水田農業に取り組む担い手農家に対し、県の補助では要件を満たさない場合や、採択されなかった場合の機械導入支援を行い、三朝町の水田農業を維持することを目的とする。補助率1/3	6,500
20	9 市町村の自主的な行政運営	【子育て・定住支援事業(住米る)】 町内に住宅を建築又は購入し、三朝町に移住された方を対象に、生活応援として三朝産特別栽培米を贈呈し、移住にあたっての負担軽減を図るとともに、三朝産米の普及PRを行っている。	240
事業費 計			39,280

	対象事業名	事業名・事業内容	事業費 (千円)
--	-------	----------	-------------

(2) 調整交付額分

	対象分野名	事業名・事業内容	事業費 (千円)
1			
2			
3			
4			
5			
事業費 計			0

令和3年度交付決定額の算定方法

(単位：千円)

基本交付額分		
対象事業費 [①]		39,280
基本交付基準額 (①×1/2 千円未満端数切り捨て) [②]		19,640
基本交付額 [③]		8,908
②と③のいずれか低い額 [④]		8,908
調整交付額分		
対象事業費 [⑤]		0
調整交付基準額 (事業ごとの事業費×1/2 (1事業の上限1,500千円 千円未満端数切捨て) の計) [⑥]		0
⑥を上限に採択状況に応じて配分した額 [⑦]		0
令和3年度 交付額 [④+⑦=⑧]		8,908
令和2年度 精算額 [⑨]		0
令和3年度 交付決定額 [⑧+⑨=⑩]		8,908